

# 癒しの愛 運営規程

## (事業の目的)

第1条 有限会社アクティヴ・サポートが開設する癒しの愛（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

### 第2条

- 1 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス事業者等、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 癒しの愛
- 二 所在地 茨城県つくばみらい市谷井田1357-11 クリスタルビュー103

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（介護支援専門員と常勤兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- 二 介護支援専門員 1名（管理者と常勤兼務）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

## (営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、1月1日～1月3日までを除く。  
必要であるならば随時相談に応じる。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

## 第6条 指定居宅介護支援事業の提供方法・内容

一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し又は事業所相談室において、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析票は、23項目の標準分析項目を用いる。

二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）するとともに、少なくとも月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも月に1回モニタリングの結果を記録する。

三 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所相談室又は利用者宅で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

四 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該事業所相談室又は利用者宅において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じるものとする。

## 第7条 利用料等

1 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものとする。

一 通常の法定代理受領の場合、(要介護または要支援認定を受けられた方は)、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

二 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて所定の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日利用者の市区町村の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

2 前条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費に関して、事業が可能と事業所が判断して契約を行った場合は、徴収しない事とする。ただし、一時的な滞在場所の変更があった場合等において、訪問等の必要性がある場合は、要した交通費を徴収できる事とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

※金額については、重要事項説明書に料金表を定める。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、つくばみらい市、つくば市、守谷市、取手市、牛久市の全域とする。

(相談・苦情処理)

第9条

- 1 当事業所は、利用者又はその家族等からの相談、苦情、に対する窓口を設置し自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者又はその家族等の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応する。
- 2 当事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 当事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第10条

- 1 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第10条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待発生、または虐待を防止するための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底を図る。
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備並びに虐待防止の指針を整備する。
  - (3) 担当者を決める等その他虐待防止のために必要な措置
  - (4) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 一 採用時研修     | 採用時1ヶ月以内  |
| 二 継続研修      | 年2回       |
| 三 その他       | 適宜外部研修に参加 |
| 四 感染症に関する研修 | 適宜外部研修に参加 |

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社アクティブ・サポートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画)

第12条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、事業者は、事業所において感染症や非常災害の発生時においても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2、事業者は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(感染症対策に関する事項)

第13条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への徹底周知を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため指針の整備
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

附 則

この規程は、

平成27年8月1日から施行する。

施行日の追加 平成28年10月12日より改訂施行する。

施行日の追加 令和2年5月1日より改定施行する。

施行日の追加 令和3年4月1日より改定施行する。

施行日の追加 令和4年9月1日より改定施行する。

施行日の追加 令和6年4月1日より改定施行する。

施行日の追加 令和7年4月1日より改定施行する。